

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例で定める 排水基準の改正（案）について

環境管理課

本県では、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）において、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第3項の規定に基づき、特定施設等からの排水について上乗せ規制（※1）及び横出し規制（※2）を定めている。

今般、水質汚濁防止法施行令等で定める大腸菌群数及び六価クロムに係る排水基準が改正されたため、これに準じて条例で定める排水基準についても改正を行う。

- ※1 上乗せ規制：水質汚濁防止法で定める特定施設に対し、同法よりも厳しい排水基準を課すもの。今回改正の対象となった大腸菌群数については、同法で排水量が50m³/日以上の特
定施設に対して課している基準を、本県では、条例により大淀川上流地域においてのみ25m³/日以上50m³/日未満の特定施設に対して適用している。
- ※2 横出し規制：水質汚濁防止法の規制が適用されない事業場に対し、同法で定める排水基準を課すもの。本県では、条例施行規則により病院、工場等の試験室や検査室等（汚水等排出施設）に対して適用している。

1 改正の経緯

（1）大腸菌群数に係る基準改正

昭和45年の環境基準設定の際に、ふん便汚染の指標として大腸菌数の採用が検討されたが、当時は大腸菌のみを簡便に検出する技術が未確立であり、比較的容易に測定できる大腸菌群数（大腸菌以外の菌も含んだ菌数）が採用された。しかし、今般、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたため、項目が大腸菌数に改正された。

（2）六価クロムに係る基準改正

内閣府食品安全委員会における六価クロムのTDI（耐容一日摂取量）の評価を受け、水道水及び公共用水域の基準が強化された。これらの基準強化を踏まえ、排水基準についても見直しが行われた。

2 改正内容及び施行日

該当施設	改正前	改正後	施行日
大淀川上流域における 排水量25m ³ /日以上50m ³ /日未満の 特定事業場	大腸菌群数 3,000個/cm ³	大腸菌数 800CFU/mL	令和7年4月1日
病院、工場等の試験室や検査室等 (汚水等排出施設)	大腸菌群数 3,000個/cm ³	大腸菌数 800CFU/mL	令和7年4月1日
	六価クロム 0.5mg/L	六価クロム 0.2mg/L	令和6年4月1日 (既存施設は1年間の経過措置あり)

※CFU：コロニー形成単位